

1. ひとり親家庭自立応援プロジェクト始動の背景

ニーズ調査の実施 (H28年4月) 約6,000世帯 ↓ 回答率 43.2%	1 相談支援体制 ① ひとり親家庭支援の総合相談窓口がない。 ② 窓口に訪れやすくなる方法は、「土日窓口」が70%、「夜間窓口」が33%。 ③ 支援事業の周知度は全て50%未満。「一つも知らない」が28%。	2 生活 ① 養育費の取り決めがない家庭が51% (うち3割が「まとめ方が分からない」)。 ② 経済的な悩みは、「子どもの塾・習い事」が42%。 ③ 生活の悩みは、「自分の健康」が55%、非就労者は「孤立感」が30%。
	3 就労 ① 88%が就労しており、ひとり親になってから就職・転職を経験した人が59%。 ② 就職活動上の問題は、「資格」「技能・経験」が35%、「学歴」が22%。 ③ 49%が国家資格取得を希望(社会福祉士、看護師、保育士など)。	4 子育て ① 子ども・子育ての悩みは、「進学」が57%、「しつけ・教育」が49%。 ② 「コミュニケーション不足」の悩みが40%、「子どもと夕食を取れない」が30%。 ③ 悩みを気軽に話せる相手がいない割合は15%(父子家庭では26%)。

従来の「縦割り」による相談支援体制に限界。⇒ 行政への支援につながるよう相談体制を整え、「生活」「就労」「子育て」の支援を総合的にパッケージし、自立を応援。

2. ひとり親家庭自立応援プロジェクトの概要

自立を目指すひとり親家庭

2 生活を応援
生活の変化への対応を支援する

(1) 児童扶養手当等、経済的支援の適切な実施【既存】

(2) 養育費取り決めの促進【新規】◆

離婚届交付時に、支援パンフレットや合意書ひな形を同時に交付。東京都ひとり親家庭支援センターとの連携を強化。早期に養育費確保支援事業等につなぐ。

(3) 長期的なライフプラン設計の促進【新規】◆

ファイナンシャルプランナーによる長期的な家計の収支相談を実施し、各支援に適切につなぐ。

(4) 生活を応援する各種セミナーの実施【新規】◆

健康管理・子育て応援講座や就職活動用メイクアップ講座など、保育付の生活支援講座を実施。

1 支援につながる

来訪しやすい総合相談窓口から各施策につなぐ

★(1) ひとり親家庭支援係の新設(福祉部生活福祉課)【新規】

ひとり親家庭支援事業を専門に行う係を新設。

★(2) 総合相談窓口の設置【新規】◆

多くのひとり親家庭が訪れる、庁舎10階の児童手当窓口隣接した総合相談窓口を設置。必要な支援につなぐとともに、早期の自立支援をコーディネート。

(3) 自立支援に向けた専門人材の配置【新規】◆

キャリアカウンセラーやファイナンシャルプランナーなど、就職やライフプラン設計の専門相談員を常時2名配置。自立に向けて総合的に支援。

(4) 相談対応時間・方法の拡大【新規】◆

夜間や土曜日の相談対応(予約制)。メールでの相談受付。

(5) 支援事業の周知強化【新規】◆

ひとり親家庭支援ナビ(HP)の創設、手当を受給している全世帯への周知資料の配布など、支援事業の周知強化。

3 就労を応援

阻害要因を解消し、就労自立を支援する

★(1) 自立に向けた資格取得等を促進【新規・充実】

- ① 就職に有利な、介護や医療等の資格取得を支援するため、養成学校に通学する場合に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金等事業」の給付金を区独自に増額。【充実】
(課税:7万500円/月、非課税:10万円/月⇒一律14万円/月)。
- ② ひとり親家庭の親または子どもが高等学校卒業程度認定試験を受験する際の費用の一部を助成。【新規】

(2) 就労支援セミナーの実施【新規】◆

- ① パソコンスキルなどの基礎的なセミナーを実施。
- ② パソコンを用いた在宅就労のための通信講座を実施。

(3) ハローワークの就労ナビゲーターへのつながりを強化【充実】◆

ハローワークで実施している、ひとり親家庭を対象とした寄り添い型の就労支援へつなぎ、早期就労を支援。

(4) 自立支援プログラムによる個別支援の強化【充実】◆

専門的な知見から、各ひとり親の就労阻害要因を分析し、個別のプログラムを策定して、総合的に支援。

★(5) 自立に向けた子どもの預かり支援の強化【新規・充実】

- ① ベビーシッター制度の新設【新規】
自立支援プログラムに基づき正規就労や資格取得をめざす親を支援。保育園の入園が決まるまでの間、子どもの預け先を確保。
- ② ホームヘルプサービスの拡充【充実】
就労継続やキャリアアップのため支援が必要と認められた場合、利用上限を緩和。12日/月⇒24日/月、家事サービスにも対応。

4 子育てを応援

1人の親が家計を担いながら行う子育てを支援する

★(1) 訪問型学習支援・悩み相談の実施【新規】

家庭訪問型の学習支援事業を新たに開始。家庭に学習支援者を派遣し、学習会では対応できない、寄り添い型の悩み相談や生活習慣の指導をセットで行う。
(8か月間、1月3回程度訪問)

(2) 親子交流・ひとり親家庭間交流を支援【新規】◆

区の健康部門と連携した親子での調理・食育事業や、親子でのレクリエーションを実施。

【マークの説明】

★: 主な新規・充実事業

◆: 支援の専門性等を確保するため、包括的に委託する事業